

3-1 地域福祉

■ 主担当課 | 社会福祉課 ■ 関係課 | —

5年後の目指す姿

助け合い、支え合う地域福祉の意識が育まれています。また、地域課題を主体的に解決する地域力の強化と、課題解決に向けた支援体制が構築されています。

施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
見守りネットワーク事業登録者数	見守りネットワーク事業 延べ登録者数 (出典：社会福祉課調べ)	549人 (2016)	600人	700人	800人
ボランティアの活動人数	社会福祉協議会を通して活動しているボランティアの延べ活動人数 (出典：社会福祉協議会調べ)	18,176人 (2016)	18,530人	18,890人	19,250人

現 状

- ・国では、地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取り組み、様々な相談を「丸ごと」受け止める場の整備、相談機関の協働、ネットワーク体制の整備などを通じ、包括的な支援体制を 2020 年から 2025 年を目途に整備することとしています。
- ・本市では、地域全体で要援護者を支える見守りネットワーク事業を推進し、虐待及び徘徊等による事故の防止並びに災害等緊急事態の支援に備えています。要援護者台帳登録者約 4,300 人のうち、見守りネットワーク事業には、平成 28 年度で 549 名が登録されています。
- ・社会福祉協議会では、ボランティアの育成と団体支援の拠点となるボランティアセンターの運営、ボランティアコーディネーターの活動を支援しており、平成 28 年度で 88 団体、延べ 2,241 人が登録されています。ボランティア団体数は、ほぼ横ばいで推移していますが、登録者数は年々増加しています。
- ・本市では、地域福祉の意識を育むために、小中学校での高齢者・障害者の疑似体験等、福祉教育を推進しています。また、基幹相談や療育相談の委託、療育コーディネーターの増員等、相談窓口の充実を図るとともに、多方面にわたる相談は関係各課、関係機関との連携・情報共有を図っています。

主な課題

- ・ 助け合い、支え合う地域福祉の意識を育む基盤づくりが必要です。
- ・ 地域での助け合い活動の活性化やネットワーク化等の仕組みづくりが必要です。
- ・ 相談内容が多様化・複合化する中、連携強化のための相談体制の整備が必要です。
- ・ ボランティアコーディネーター、ボランティア新規加入者や後継者の育成が必要です。
- ・ 支援が必要な方の見守りネットワークへの加入促進が必要です。
- ・ 平常時も緊急時も誰もが安心して暮らせる環境づくりが必要です。
- ・ 交通弱者への移動手段の確保が求められます。
- ・ 市民が身近な圏域で主体的に地域課題を把握し、解決できる体制づくりが求められます。
- ・ 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備が求められます。
- ・ 複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が協働して支援することが求められます。
- ・ 緊急時の対応体制の構築・周知が求められます。
- ・ 制度の狭間となる方への相談・支援が必要です。

施策の展開

取り組み方針①：地域福祉の意識を育む基盤づくりの整備

誰もが地域福祉に関する必要な情報を得られるよう、情報発信体制を整え、地域福祉の意識啓発に努めるとともに、様々な地域団体と協力しながら地域における交流機会を充実するなど、地域福祉の意識を育む基盤づくりを推進します。

主な事業

- 地域福祉に関する情報発信
- 地域内交流の促進
- 地域福祉の意識啓発
- 福祉教育の推進

取り組み方針②：地域で助け合える仕組みづくり

一人暮らしの高齢者や障害者など、支援を必要とする人を地域全体で支えられるよう地域・民間業者・行政の協働により要援護者の見守りを推進します。また、ボランティアセンターの拠点を設置し、社会福祉協議会との連携によりボランティアの育成・支援、各種団体の情報共有・連携体制の充実を図ります。相談内容が多様化・複合化する中、関係各課、関係機関との連携強化を図り、相談体制の充実に努めます。

主な事業

- 見守りネットワーク事業
- ボランティアの育成・支援
- 地域活動の活性化
- 相談体制の充実

取り組み方針③：安心・安全に暮らせる環境づくり

防災・防犯などに地域全体で取り組みながら、快適な生活環境の整備やサービスの質の向上など、地域の中で誰もが安心して暮らせる環境づくりに努めます。災害時の要援護者支援体制を構築するとともに、自主防災組織への支援等、避難支援体制の充実を図ります。また、移動が困難な高齢者や障害者等の移動手段の確保に努めます。

主な事業

- 災害時要援護者支援体制の構築
- 緊急時の対応体制の構築・周知
- 防犯・交通安全対策の推進
- 交通利便性の向上

取り組み方針④：包括的支援体制の構築

小学校区などの身近な圏域で、市民が主体的に地域課題を把握・解決できる体制と、課題解決に向けた包括的な支援体制の構築に向けて検討します。

主な事業

- 市民主体の課題解決の体制づくり
- 複合課題に対応する包括的な相談支援体制の構築
- 市民の相談を包括的に受け止める体制整備

関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市地域福祉計画	2018(平成30)年度～2023年度
香取市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画	2018(平成30)年度～2020年度
香取市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画	2018(平成30)年度～2020年度
香取市子ども・子育て支援事業計画	2015(平成27)年度～2019(平成31)年度
香取市健康増進計画「健康かとり21(第2次)」	2017(平成29)年度～2021年度
香取市地域防災計画	2008(平成20)年度～ ※平成28年見直し

市民・地域への期待

市民・地域への期待
地域における生活課題の把握
地域課題を解決できる体制づくり
地域における高齢者に対する声掛けや安否確認
地域活動・行事への参加
災害時の対応体制の検討

1
節

2
節

3
節

各
施

策

3 健康・福祉の充実



3-2

介護・介護予防

■ 主担当課 | 高齢者福祉課 ■ 関係課 | —

5年後の目指す姿

健康づくりや地域コミュニティへの参加により、元気な高齢者が増え、介護が必要になっても重度化を予防しながら安心して生活を送っています。

施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
要支援・要介護認定率	65 歳以上人口に占める 要支援・要介護認定者数の割合 (出典：高齢者福祉課調べ)	14.8% (2016)	14.6%	14.5%	14.4%
認知症サポーター 養成講座受講者数	認知症サポーター養成講座 延べ受講者 (出典：高齢者福祉課調べ)	4,228人 (2016)	4,628人	5,028人	5,428人

現 状

- ・平成 27 年 4 月に介護保険法が改正され、介護予防・日常生活支援総合事業の開始、包括的支援事業の充実強化といった新たに取り組む事業が示され、対応が必要となっています。
- ・本市の要支援・要介護認定率は、平成 28 年度末で 14.8% となっており、全国の 18.4% や千葉県 15.5% と比べ低い数値となっています。また、介護予防のための取り組みとして、65 歳以上の高齢者を対象とした各種介護予防教室や介護予防のリーダー的役割を担うサポーター養成講座等を開催しています。
- ・本市の人口に占める 85 歳以上の割合は、全国や千葉県の平均よりも高いことから、介護認定者の増加や重度者の割合が高くなっていくと考えられます。
- ・介護予防事業については、65 歳以上の方を対象に各種介護予防教室（転倒骨折予防教室、一般複合型教室、一般認知症予防教室、介護予防サポーター養成講座）を開催し、平成 28 年度は延べ 2,362 人が参加しています。
- ・認知症の人やその家族の応援者として、認知症サポーター養成講座を開催しており、平成 28 年度までに小学生から大人まで延べ 4,228 人の方が受講し、認知症サポーターとなっています。

主な課題

- ・住み慣れた地域で暮らし続けるため、地域包括ケアシステムの整備が必要です。
- ・要介護状態とならないため、介護予防事業の充実が必要です。
- ・住み慣れた地域で安心して快適に生活できる体制が必要です。

施策の展開

取り組み方針①：地域包括ケア体制の基盤づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターの機能を強化し、在宅医療、介護の連携及び助け合い・支え合いのまちづくりを推進します。

主な事業

- 地域包括支援センターの機能強化
- 助け合い・支え合いのまちづくり
- 在宅医療、介護の連携推進

取り組み方針②：生活支援・介護予防サービスの充実

新たな地域支援事業として、高齢者のニーズに合わせ、生活支援サービスや一般介護予防事業等の多様な事業を実施します。また、市民主体の介護予防活動を支援し、地域に根ざした予防活動を推進します。

主な事業

- 介護予防の充実
- 生きがいづくり・社会参加の充実
- 生活支援サービス事業の充実

取り組み方針③：安心して快適に生活できる環境の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症高齢者に対する事業の充実を図り、地域で支え合える仕組みづくりを推進します。

主な事業

- 認知症支援体制の充実
- 居住環境の充実
- 高齢者の権利擁護推進

関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市地域福祉計画	2018（平成30）年度～2023年度
香取市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画	2018（平成30）年度～2020年度

市民・地域への期待

市民・地域への期待
買い物やごみ出しなど軽度な生活支援サービスの担い手としての社会参加
介護予防を目的とした市民グループによる自主的な活動
地域における高齢者に対する見守り支援や声掛け

3-3

高齢者の生きがい

■ 主担当課

高齢者福祉課

■ 関係課

商工観光課

5年後の目指す姿

高齢者が知識と経験を活かして、地域活動に積極的に関わり、生き生きと暮らしています。

施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
地域で活動している65歳以上の市民の割合	65歳以上の市民のうち、週1回以上地域での活動に参加している人の割合（出典：高齢者福祉課調べ）	27.6% (2016)	30.0%	34.0%	38.0%
タクシー券利用率	高齢者通院タクシー券利用率（出典：高齢者福祉課調べ）	56.84% (2016)	59.00%	65.00%	67.00%

現 状

- ・人生90年時代を迎えている今、国は平成28年7月に、「我が事・丸ごとの地域づくり」を公表し、「支え手側」「受け手側」に分かれるのではなく、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら生活する、「地域共生社会」の実現を目指しています。
- ・本市の高齢者人口は、2025年に総人口の36.5%を占めることが推計されています。今後、増加していく高齢者世代が、住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らし続けるために、地域の支え手となって、社会に参加し続けていくことが重要です。
- ・本市では、高齢者の生きがいづくり活動の支援として、香取市高齢者クラブ連合会及び単位高齢者クラブ（平成28年：クラブ数102、会員数4,064人）に対し、補助金を交付し、活動の活性化を促しています。
- ・生きがい活動支援通所事業により、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所サービスを提供（平成28年：195日実施、延べ611人利用）し、生きがいづくり及び社会的孤立の解消等を図っています。
- ・ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯員に対する配食サービス事業（平成28年度：458人利用、14,088食）や、高齢者世帯の76歳以上の方に対する高齢者通院タクシー事業（平成28年度：1,185人交付、14,627枚の利用）により、住み慣れた地域で安心して生活し続けられるようサポートしています。
- ・高齢者の就業機会を確保するため、香取市シルバー人材センターの運営を支援しています。平成28年度時点で、会員数は319人となっています。

主な課題

- ・多様化する高齢者の活動ニーズに応じた高齢者クラブの構築が必要です。
- ・高齢者の移動手段の確保が必要です。
- ・在宅の高齢者世帯の安否確認及び見守り体制の構築が必要です。
- ・高齢者の就業機会を確保するためシルバー人材センターの充実が必要です。

施策の展開

取り組み方針①：高齢者の生きがいがづくり活動の促進

高齢者の地域活動への参加が少なくなっている中、重要なコミュニティ組織である高齢者クラブの活動が継続できるよう支援するほか、豊かな知識や経験を活かして充実した生活が送れるよう活動の場を提供します。

主な事業

- 生きがい活動支援通所事業
- 敬老祝事業
- 高齢者クラブ活動支援事業
- シニア健康プラザ運営事業

取り組み方針②：高齢者の外出支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けるためには、移動手段の確保が必要です。外出支援サービスや高齢者通院タクシーだけでは、買い物等への対応が不十分なため、公共交通との連携を視野に移動手段の確保を図ります。

主な事業

- 高齢者等外出支援サービス事業
- 高齢者通院タクシー事業

取り組み方針③：在宅の高齢者世帯に対する見守り体制の確立

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けるためには、安否確認体制の確立が必要です。日常の健康維持や事故などの緊急時に迅速な対応ができるよう、事業の充実を図ります。

主な事業

- 緊急通報体制等整備事業
- 高齢者配食サービス事業

取り組み方針④：高齢者の就業機会の確保

高齢者の就業機会を確保するため、引き続きシルバー人材センターの運営を支援します。

主な事業

- シルバー人材センター運営補助事業

関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市地域福祉計画	2018（平成 30）年度～ 2023 年度
香取市高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画	2018（平成 30）年度～ 2020 年度

市民・地域への期待

市民・地域への期待
地域の特性に対応した高齢者クラブ活動の定着



3-4

子育て

■ 主担当課

子育て支援課

■ 関係課

企画政策課・教育総務課・学校教育課

5年後の目指す姿

安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが、健やかに笑顔で生活できるまちとなっています。

施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値			
		2017(H29)	2018	2020	2022	
子育て支援センター利用者数	子育て支援センター利用者数 (出典：子育て支援課調べ)	19,168人	20,000人	21,000人	23,000人	
特定教育・保育施設 等待機児童者数	4月1日時点での入所申込児童数 と受入児童数の差 (出典：子育て支援課調べ)	0人	0人	0人	0人	

現 状

- ・共働き世帯やひとり親家庭の増加、就業形態の変化に伴い、教育・保育需要が多様化しています。そのため、本市の就学前児童の人口は年々減少しているものの、保育所等への入所者、特に3歳未満児の入所希望者が増えています。また、放課後児童クラブは、対象者を小学6年生まで拡大したことで利用者が大幅に増加しています。
- ・教育・保育施設については、公立保育所の統廃合によるこども園の開設、民間保育施設の再整備に伴うこども園への移行のほか、小規模保育事業所の整備等への支援を進めています。また、放課後児童クラブについてはクラブを増設して対応しています。
- ・子ども医療費助成については、対象を中学生から高校生までに拡充し、子育て家庭の経済的負担を軽減しています。
- ・子育てに関する情報交流等の場を提供するため、市内各地域に子育て支援センターを7箇所設置し、育児に関する不安感や負担を軽減しています。
- ・少子化の一因となっている未婚化・晩婚化の対応策として、結婚に意欲のある独身者を対象とした、「かとり縁結び大作戦事業」を展開し、これまで30組が入籍をしています。

1
節2
節3
節各
施

策

3 健康・福祉の充実

主な課題

- ・子育て家庭への経済的支援の継続が必要です。
- ・ひとり親家庭への自立支援の継続が必要です。
- ・地域における交流・相談支援体制の継続が必要です。
- ・多様化する保育需要に応じた環境の整備やサービスの充実が必要です。
- ・増大する保育需要に対応した保育士の確保が必要です。
- ・民間保育施設の整備やこども園化への支援が必要です。
- ・放課後児童クラブの充実が必要です。
- ・広域的かつ魅力的な婚活イベントの開催が求められます。

施策の展開

取り組み方針①：子育て世帯への経済的支援の継続

医療費助成や児童手当の支給を通じて、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもの健全な育成を推進します。

主な事業

- 子ども医療費助成事業
- 児童手当支給事業

取り組み方針②：ひとり親家庭への自立支援の継続

ひとり親家庭の自立を促進するために、経済的支援として児童扶養手当や医療費等を助成します。また、自立支援員による生活相談や、就学・就労のための国・県制度の案内など、自立に向けた支援を引き続き実施します。

主な事業

- ひとり親家庭扶助事業
- 母子・父子自立支援員設置事業
- 母子家庭等自立支援給付金事業

取り組み方針③：地域の子育てに関する支援・相談体制の継続

子育て支援センター7箇所と児童館1箇所において、地域の親子交流の場や、子育てに関する相談ができる場を提供します。また、家庭児童相談室においては、養育等に関する相談や、要支援児童に関する相談を受け、関係機関と連携し支援します。

主な事業

- 子育て支援センター設置事業
- 児童館運営事業
- 家庭児童相談室設置事業

取り組み方針④：保育環境の整備とサービスの充実

保育需要の高まりや待機児童発生抑制の観点から、多様化する保育需要に対応するため、幼保一元化施設の整備、民間保育施設整備に対する支援とともに公立施設の統廃合や民営化などを検討し、需要に応じた保育環境やサービスの充実を図ります。

主な事業

- 保育所・幼保一元化施設整備事業
- 放課後児童クラブ整備・運営事業
- 保育所運営事業
- ファミリーサポートセンター事業

取り組み方針⑤：結婚を希望する若者への支援

結婚に意欲のある独身者に対し、出会いの場となる様々なイベントの開催や結婚に向けてのセミナーを開催し、独身者の縁結びを支援します。

主な事業

- かとり縁結び大作戦事業
- 婚活セミナーの開催

関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市地域福祉計画	2018（平成30）年度～2023年度
香取市子ども・子育て支援事業計画	2015（平成27）年度～2019（平成31）年度
香取市幼保一元化施設整備計画	2014（平成26）年度～2018（平成30）年度

市民・地域への期待

市民・地域への期待
地域全体で子どもたちを見守り、育てていくという意識の醸成

3-5

障害者福祉

■ 担当課

社会福祉課

■ 関係課

学校教育課・子育て支援課

5年後の目指す姿

障害のある人もない人も、ともに生き、支え合っています。また、公共空間は、ユニバーサルデザインに基づき、多くの人が利用しやすい環境となっています。

施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
一般就労移行者数	福祉施設を退所し、一般就労する人数 (出典：社会福祉課調べ)	29人/年 (2016)	29人/年	30人/年	31人/年
居宅障害福祉サービス利用者数	在宅で障害福祉サービスを利用している人数 (出典：社会福祉課調べ)	487人/年 (2016)	490人/年	495人/年	500人/年

現 状

- ・全国的な傾向として、障害のある人の高齢化、重度化、重複化、そして、障害のある人を支える家族の高齢化などにより、障害福祉へのニーズが増加、多様化、複雑化しています。
- ・本市における障害者手帳所持者数の推移をみると、総数は微増傾向で推移しており、手帳別では、身体障害者手帳所持者がほぼ横ばいで、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加で推移しています。
- ・障害のある子ども等が必要な支援を受けられるよう、療育支援コーディネーター等を活用し、また、事業者や関係機関との連携を強化し、サービス提供を行っています。
- ・障害等への理解を深めるための啓発として、市民に対しては広報紙等で周知し、民生委員などに対して、研修を実施しています。
- ・一般就労移行者数について、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と協力し、障害のある人に職業の紹介や就職後の安定化を指導するとともに、障害福祉サービス（就労移行支援）の支給を通して、雇用促進を図っています。また、利用者のニーズと福祉施設の意向を尊重しながら、生活介護、居宅介護などのサービスを通して、日中活動の場の充実や居宅生活費の支援の充実を図っています。

主な課題

- ・ 障害のある人に対する理解を深める啓発活動の推進が求められます。
- ・ 療育・教育体制の充実が求められます。
- ・ 障害のある人の雇用・就労の促進及び定着が求められます。
- ・ 生活支援サービスの充実が求められます。
- ・ 障害のある人に対する権利擁護の推進が求められます。
- ・ 障害のある人の生活環境の整備・充実が求められます。

施策の展開

取り組み方針①：障害のある人に対する理解を深める啓発・広報の充実

障害のある人が地域の中で、真に豊かな生活が送れるように、障害のある人に対する理解を深める啓発活動を展開します。

主な事業

●啓発活動事業 ●体験・交流の促進 ●福祉教育の推進 ●地域福祉の推進

取り組み方針②：療育・教育体制の充実

障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じて、きめ細やかな支援を行うため、一貫した教育や療育を行うとともに、学習障害、注意欠陥・多動性障害、自閉症などについて教育的支援を行うなど、障害や発達の遅れのある子もない子も、ともに地域で育てる環境づくりに努めます。

主な事業

●障害児相談支援 ●放課後等デイサービス ●児童発達支援 ●特別支援教育体制の推進

取り組み方針③：雇用・就労の促進

雇用・就労は障害のある人の自立・社会参加のための重要な柱であり、障害のある人がその能力を最大限に発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、一人ひとりの特性を踏まえた条件整備が求められます。一般就労のほかに就労移行支援事業所等の就職に向けた職業訓練等のサービス提供を行い、事業所の体制整備を促進するとともに、サービスの質の向上に努め、就労支援の充実を図ります。

主な事業

●就労移行支援 ●就労継続支援

取り組み方針④：生活支援サービスの充実

障害者の多様なニーズに対応した生活支援体制の整備を図り、福祉サービスの量的、質的充実に努めます。

主な事業

●居宅介護 ●手話通訳者派遣 ●障害者相談支援 ●成年後見制度利用支援

取り組み方針⑤：生活環境の整備・充実

公共空間の整備にあたっては、バリアフリー、ユニバーサルデザインの配慮に努めます。また、災害時における障害のある人等の災害弱者の生命と生活を守る避難支援体制の整備を進めます。

主な事業

●災害時要援護者の避難体制の検討 ●福祉タクシー事業 ●住宅改修費給付事

関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市地域福祉計画	2018(平成30)年度～2023年度
香取市第3次障害者基本計画	2018(平成30)年度～2023年度
香取市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画	2018(平成30)年度～2020年度
香取市地域防災計画	2008(平成20)年度～ ※平成28年見直し

市民・地域への期待

市民・地域への期待
障害のある人に対する関心や理解
障害の有無を超えた交流

3-6

健康づくり

■ 主担当課

健康づくり課

■ 関係課

市民課・子育て支援課・
学校教育課

5年後の目指す姿

生活習慣病予防のための健診、健康指導・相談、また妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等が充実し、病気を予防して健康で元気に暮らしています。

施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
妊婦歯科検診の受診率	妊婦歯科検診の受診率 (出典：健康づくり課調べ)	16.5% (2016)	21.0%	30.0%	37.5%
がん検診の受診率	市が実施するがん検診の受診率 (出典：健康づくり課調べ)	21.8% (2016)	25.0%	27.0%	29.0%

現 状

- ・ 少子高齢化が進行するとともに、様々な社会環境の変化に伴う疾病構造の変化などにより、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病等の生活習慣病や、寝たきり・認知症が増加しています。また、COPD（慢性閉塞性肺疾患）やロコモティブシンドローム（運動器症候群）等の新しい健康課題も発生しています。
- ・ 本市においては、食習慣の乱れや栄養の偏りなどが見受けられ、高血圧・高脂血症・糖尿病など生活習慣病や働き盛り世代の肥満傾向、若年層の健康への関心の低さなどが懸念されています。また、健康意識調査では、「食生活の中で塩分を摂りすぎていると思う（13.4%）」、「やや多いと思う（38.9%）」を合わせた回答の割合が52.3%を占めています。
- ・ 乳幼児の健康診査の受診率は、ほぼ横ばいであり、未受診者については、電話や母子保健推進員及び保健師の訪問等により受診率の向上に努めています。
- ・ 成人のがん検診の受診率は少しずつ増加しています。がん検診については、経費削減や受診率の向上のため、平成27年度から前立腺がん検診を、平成29年度から肺がん検診を特定健診と同時に実施しています。
- ・ 予防接種は、定期接種（B類）の高齢者インフルエンザや肺炎球菌、任意接種となるロタウィルスやおたふくかぜについて一部助成し、接種を奨励しています。
- ・ 乳幼児健診、保育所・幼稚園及び小学校での歯みがき指導の充実により、むし歯罹患率は低下傾向にあります。妊婦、成人歯科健診については、受診率の向上に向けた取り組みの推進が必要となっています。

1
節2
節3
節各
施

策

3 健康・福祉の充実

主な課題

- ・がん検診の受診率の向上が必要です。
- ・予防接種の接種率の向上が必要です。
- ・健康の増進が必要です。
- ・栄養と食生活の改善が必要です。
- ・母子保健機能の充実が必要です。

施策の展開

取り組み方針①：がん検診の受診率の向上

特定健診との同時実施やがん検診を受診しやすい仕組みづくりの検討など、検診の充実を図ります。

主な事業

- 特定健診との同時実施
- がん検診の意義や有効性についての普及・啓発と受診勧奨の実施
- がん検診を受診しやすい仕組みづくりの検討

取り組み方針②：予防接種の接種率の向上

接種率の向上に向けて、引き続き、個別通知や勧奨通知を送付するとともに、子育てモバイルのPR などにより周知を図り、接種率の向上に努めます。

主な事業

- インフルエンザ、肺炎球菌予防接種の接種率の向上
- おたふくかぜ、ロタウィルス予防接種の接種率の向上

取り組み方針③：健康の増進

市民が生涯を通じて健康で質の高い生活を送ることができるよう、健康増進計画「健康かとり21(第2次)」に掲げる健康づくりや、糖尿病予防教室、高血圧症予防教室、ロコモティブシンドローム予防教室など生活習慣病予防のための教室を実施します。これに加え、特定健診で要指導判定者及び早期健診で要治療・要指導と判定された人に対して、健診の結果の説明及び動機づけのための指導を行います。また、運動習慣の確立を目的とした運動教室などの事業を推進します。

主な事業

- 生活習慣病予防・改善対策の推進
- 休養、こころの健康づくりの推進
- 歯と口腔の健康づくりの推進
- 栄養と食生活の改善

取り組み方針④：母子保健機能の充実

妊娠、出産、子育てに関する健康相談・訪問指導及び子育てモバイルサービスなど、母子保健施策を推進するとともに、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠から子育て期までの切れ目のない支援を行うための体制づくりを推進します。

主な事業

- 妊婦・乳児訪問指導事業 ●妊婦乳幼児保健事業 ●母子保健事業
- 子育て世代包括支援センターの設置

関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市地域福祉計画	2018（平成30）年度～2023年度
香取市健康増進計画「健康かとり21（第2次）」	2017（平成29）年度～2021年度

市民・地域への期待

市民・地域への期待
健康づくりに対する意識の向上
安心して子育てができる地域づくりの推進

3-7 地域医療

■ 主担当課 | 健康づくり課 ■ 関係課 | 企画政策課

5年後の目指す姿

安心で安全な医療の提供により、地域医療体制の充実が図られ、市民が健康で元気に暮らしています。

施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
香取市健康相談ダイヤル 24 への相談件数	香取市健康相談ダイヤル 24 への相談件数 (出典：健康づくり課調べ)	3,677件 (2016)	3,700件	3,800件	3,900件

現 状

- ・全国的に医師・看護師等の医療従事者の確保、地域的な偏在の解消が大きな課題となっています。
- ・市内の公立病院においても、医師不足等の影響により、入院患者や時間外の救急患者の受入れが脆弱であるため、市内の患者の約半数が市外の医療機関に流失・搬送されています。
- ・市内には、分娩機能を有する医療機関がないため、すべての妊婦が市外の医療機関で出産しています。
- ・今後、高齢者のみの世帯が増加し、在宅医療（往診、訪問診療等）の需要が増すことが予想されます。しかし、市内には、在宅医療を提供する施設が5施設（病院1・診療所4）のみとなっています。
- ・健康医療電話相談サービス事業では、24 時間年中無休で、相談料・通話料無料の電話相談サービス「香取市健康相談ダイヤル 24」を行っています。
- ・休日夜間（19 時から 22 時まで）における、地域の救急医療を確保するため、香取郡市医師会の協力を得て、内科医及び小児科医 14 人、外科医 7 人による輪番制で診療を行っています。
- ・千葉県立佐原病院については、平成 28 年 11 月に「香取地域における医療提供体制の充実について」を千葉県知事に要望し、平成 29 年 6 月に「医療提供体制の充実がより一層図られるよう対応する」旨の回答がありました。
- ・小見川総合病院については、平成 29 年度に新病院建設事業に着手し、平成 31 年度の開院を目指しています。なお、病院運営については、開院を機に香取市東庄町病院組合を解散し、市立病院へ移行する予定です。

主な課題

- ・医師不足への対応が必要です。
- ・市内に診療機能のない産婦人科の充実が必要です。
- ・市民が身近で安心して医療サービスが受けられるよう地元医師会、市内医療機関と連携し、地域医療体制の構築・充実が必要です。
- ・健康医療電話相談サービス事業「香取市健康相談ダイヤル 24」の認知度の向上が必要です。
- ・救急・入院・外来診療体制の強化や小児（救急）医療の充実が必要です。
- ・在宅医療提供体制の整備が必要です。

施策の展開

取り組み方針①：常勤医師の確保

医師の確保については、市単独では非常に厳しいものがあることから、関係医療機関等と連携し、あらゆる機会を通じて、国や千葉県に要望し、常勤医師の確保を図ります。

主な事業 ●医師確保対策

取り組み方針②：産婦人科の充実

市内のすべての妊婦が市外の医療機関で出産している現状の早期改善を図るため、産婦人科クリニックの誘致等に向けた調査を進めます。

主な事業 ●産婦人科クリニック等の調査事業

取り組み方針③：地域医療提供体制の充実

市が要望した「香取地域における医療提供体制の充実について」に対する千葉県からの回答を受け、その実現に向けて協議を継続します。小見川総合病院の建て替えに伴い、市立病院への移行後も最新医療機器の整備、医師の招へい等診療体制の充実を図ります。また、地元医師会等の協力を得て、在宅当番医制の充実を図ります。

主な事業 ●小見川総合病院の診療体制の充実 ●医師会等へ助成、在宅当番医制事業

取り組み方針④：相談体制の充実

急な病気・けがで困ったときの対応や、健康・医療・育児・介護に関する相談に、医師・保健師・看護師などが24時間年中無休で電話相談サービスを提供し、市民の健康医療や介護・子育てに関する不安等の軽減を図ります。また、事業の認知度を高めるため、広報等を活用し、市民への周知拡大を図ります。

主な事業 ●健康医療電話相談サービス事業「香取市健康相談ダイヤル 24」

市民・地域への期待

市民・地域への期待

気軽に相談できる、かかりつけ医を持つ

救急車の適正利用

3-8 社会保障

■ 主担当課 | 市民課 ■ 関係課 | 社会福祉課・健康づくり課・税務課

5年後の目指す姿

資格管理・医療費の適正化を推進し、国民健康保険・後期高齢者医療保険制度が健全に運営されています。また、生活に困窮した人たちへの支援が充実し、生活状態が改善されています。

施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値			
		2017(H29)	2018	2020	2022	
特定健康診査の受診率	40歳以上の国保被保険者の受診率 (出典：市民課調べ)	46.22%	47.50%	49.00%	50.50%	
国民健康保険被保険者1人当たりの医療費	国民健康保険被保険者1人当たりの医療費 (出典：市民課調べ)	341,652円 (2016)	355,454円 以内	362,563円 以内	369,814円 以内	
生活困窮状態が改善された世帯数	生活困窮者自立支援事業の相談者が生活改善（増収）できた件数 (出典：社会福祉課調べ)	15世帯 (2016)	15世帯	15世帯	15世帯	

現 状

- ・国民健康保険制度は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は地域に密着した事業を行い、制度の安定化が図られることとなります。
- ・本市において、被保険者の高齢化の進行と医療の高度化に伴い、医療費は増加傾向にあります。1人当たりの医療費は333,614円（平成27年度）から341,652円（平成28年度）へと増加しており、今後も増加が見込まれます。一方で、保険料収納額は、被保険者の減少と高齢化により、25億9千万円（平成27年度）から24億6千万円（平成28年度）と減少しています。これらに対して、本市では広報紙・市ウェブサイトによる制度周知、医療費・ジェネリック医薬品差額通知の発送、データヘルス計画に基づく健康診査など各種健康普及事業による医療費適正化を図っています。
- ・健康診査は、集団または医療機関健診の選択を可能としたほか、市が実施する前立腺がん検診等を同時に受診できるなど受診環境を改善しています。その結果、平成28年度の特定健康診査受診率は、前年度比0.8%増となりました。また、早期健康診査の対象年齢を35歳から20歳に引き下げています。
- ・生活困窮者自立支援制度によって、生活困窮者の自立相談支援が強化されましたが、国は支援につながっていない生活困窮者への対応や支援メニューの不足を課題としています。

- ・生活保護世帯数は、人口の減少に反して、488 世帯 591 人（平成 24 年）から 595 世帯 717 人（平成 29 年）と増加しています。様々な課題を抱える生活困窮者の相談に対応するため、香取自立支援相談センターを開設し、相談支援体制を強化しています。

主な課題

- ・健康診査（特定・早期・後期高齢者医療）の受診率向上が必要です。
- ・医療費の抑制が必要です。
- ・健康普及事業の充実が必要です。
- ・国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の収納率の向上が必要です。
- ・生活困窮者への支援制度の普及・啓発と支援の充実が必要です。

施策の展開

取り組み方針①：健康診査受診率の向上

健康診査実施に伴い、関係機関との連携・協力により、検査項目などの検討や受診の機会を増やすなど、健診内容と受診環境を改善します。また、過去の受診記録を活用し、未受診者に対して、文書による受診勧奨や未受診の理由などを調査し、受診率の向上を図ります。

主な事業

●香取郡市医師会との連携 ●健診内容と受診環境の改善 ●受診勧奨通知発送

取り組み方針②：医療費の適正化

健康診査の実施のほかに、ジェネリック医薬品の活用を促進します。加えて、医療費のしくみや受診日・医療費の確認のための情報を被保険者に提供し、医療制度の理解や健康管理意識の向上を促します。また、不当利得や過誤請求を減らすため、レセプト点検の強化により、過大請求などを抑止し、医療費の適正化に取り組みます。

主な事業

●ジェネリック医薬品活用による差額通知発送 ●レセプト点検 ●医療費通知発送

取り組み方針③：健康普及事業の充実

健康に対する啓発を目的として、健康に関する医療講演会、体操教室、ウォーキング教室等の事業を実施することで、健康管理の意識向上とともに医療費の抑制を図ります。また、広報紙への医療コラムの掲載により、医療情報の提供を図ります。

主な事業

●医療講演会開催 ●医療情報提供 ●体操教室、ウォーキング教室開催

取り組み方針④：国民健康保険税と後期高齢者保険料の収納率の向上

早期納付の促進、納税意識の喚起を促す目的で、催告書の発送と広報紙による周知を図ります。また、金融機関へ依頼し、口座振替の促進を図ります。定期的に情報の共有、迅速・徹底した財産調査を行い、担税能力を見極めた上で、滞納処分を実施し、滞納の停滞を防止します。

主な事業

- 収納体制整備
- 滞納整理
- 口座振替推進

取り組み方針⑤：生活困窮者への支援の充実

生活保護受給者のほか、非正規職員の労働者や低所得の給与収入者など、生活に困窮するリスクの高い世帯が増加しています。このため、生活保護受給者に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への相談支援や就労・自立の促進に取り組みます。

主な事業

- 生活困窮者自立支援相談事業の強化
- 被保護者就労支援事業の実施
- ハローワークとの就労自立支援事業の実施

関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市国民健康保険データヘルス計画書(第2期)	2018(平成30)年度～2023年度

市民・地域への期待

市民・地域への期待
医療費抑制の理解
健康事業への参加
生活困窮者自立支援制度に対する理解

1
節

2
節

3
節

各
施

策

3 健康・福祉の充実

